

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年<sup>内閣府令</sup>経済産業省<sup>財務省</sup>第一号）

改正案

現行

（専門子会社の業務等）

第六十九条 法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める

業務は、次に掲げるものとする。

- 一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社（法第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

- 二 次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務については法第三十九条第二項第六号に規定する証券子会社等を有する場合に限り、次条第二項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については法第三十九条第二項第七号に規定する保険子会社等（次項第三号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務を営む場合（以下「信託兼営の場合」という。）又は法第三十九条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

（証券専門会社等の業務等）

第六十九条 （新設）

2 法第三十九条第一項第一号の二に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 次条第一項各号（同項第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については、商工組合中央金庫が信託兼営の場合又は信託子会社等を有する場合に限る。

1 法第三十九条第一項第一号に規定する主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十一条第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げる業務とする。

一 (略)

二 次条第一項各号（同項第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務については法第三十九条第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務については、商工組合中央金庫が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務を営む場合又は法第三十九条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」とい

3| 9| (略)

10| 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第二号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項第三号及び第四号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項

2| 8| (略)  
う。)を有する場合に限る。

9| 法第三十九条第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は主務大臣等が定める基準により主として商工組合中央金庫、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第三十九条第一項第一号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第二号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）及び同項第五号に規定する信託専門会社（以下「信託専門会社」という。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十六号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項第三号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下同じ。）

二 (略)

三 信託専門会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第三十九条第一項

第一号の二から第四号までに規定する会社を有しない場合に限る。  
）。

四〇七 (略)

11 法第四十条第八項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 (略)

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

三の二 資金移動業者(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。)が

営む資金移動業(同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。)  
の代理又は媒介

四〇十四 (略)

十五 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型

前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務  
十六〇五十 (略)

三〇八 (略)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第一号から第三号までに規定する会社を有しない場合に限る。  
)

四〇七 (略)

10 法第四十条第八項の規定は、第六項及び第七項に規定する議決権について準用する。

(商工組合中央金庫の子会社の範囲等)

第七十条 (略)

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

四〇十四 (略)

十五 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務

若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

十六〇五十 (略)

三〇八 (略)

(法第四十条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第七十五条 法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする

一～八 (略)

九 第六十九条第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第七十八条 法第四十条第八項(令第六条第三項並びに第六十九条第十一項、第七十三条第五項、第七十六条第三項及び第九十条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一～四 (略)

2・3 (略)

第七十五条 法第四十条第二項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする

一～八 (略)

九 第六十九条第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(商工組合中央金庫又はその子会社が保有する議決権に含めない議決権)

第七十八条 法第四十条第八項(令第六条第三項並びに第六十九条第十項、第七十三条第五項、第七十六条第三項及び第九十条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一～四 (略)

2・3 (略)